



- 1 訪問販売は  
ドア越しに  
家に入れない
- 2 電話勧誘販売は  
話を聞かずに  
きっぱり断る
- 3 「簡単に」「必ず」儲かる  
など、おいしい話は  
信じない
- 4 「今だけ特別」  
「キャンペーン中」  
など、契約を  
急がせる  
場合は要注意
- 5 他人に財産や  
家族構成を  
むやみに  
教えない
- 6 親しい人や  
親切にもらった  
人の頼み事でも  
必要のない  
ものは断る
- 7 契約する前に、  
家族や消費生活  
センターに  
相談する

しまった!! やめたい!!

## と思ったら まずは クーリング・オフ をしましょう!!

クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売などで、思わず契約してしまったあとに、よく考えると必要がなかったり、契約を取り消したいときに、定められた一定期間なら無条件で契約を解除できる制度です。

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	自宅や喫茶店など店舗以外の場所での勧誘（キャッチセールスやアポイントメントセールス、催眠商法は店舗契約も適用）	8日間
電話勧誘販売	業者から電話で勧誘を受けた契約	
特定継続的 役務提供	エステティック、美容医療、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービスを継続的に行う契約	
訪問購入	業者が自宅へ訪問してきて物品の購入を行う契約	20日間
連鎖販売取引	マルチ商法など	
業務提供誘引販売取引	内職商法、モニター商法など	

- 1) 契約書を受け取った日を含めて、定められた期間内《上記の表参照》に発信します。はがきなどの書面のほか、電子メール、FAX、事業者ウェブサイトの専用フォーム等で申出可能です。
- 2) 「契約を解除する」旨を記入し、支払い済の代金、商品があるときは返金、商品の引き取りを求めます。

### 自分でできる クーリング・オフの方法

はがきの場合は、裏表のコピーをとり、特定記録郵便または簡易書留で送ります。はがきのコピーは、郵便局の証明書と一緒に保管します。

\*クレジット契約をした場合は、信販会社にも契約解除通知書を出します。

販売会社に  
通知するとき

通知書

契約年月日 ○○年○月○日  
商品名 ○○○○  
契約金額 ○○○○円  
販売会社名 ○○株式会社  
                  ○○営業所  
                  担当者○○○氏

上記契約は解除します。  
なお、支払い済の○○円を返金し、  
商品をお引き取りください。

令和○○年○月○日  
○○市○○町○○番地  
氏名○○○

信販会社に  
通知するとき

通知書

契約年月日 ○○年○月○日  
商品名 ○○○○  
                  (ブランド名も)  
契約金額 ○○○○円  
販売会社名 ○○株式会社  
                  ○○営業所

上記契約は解除します。

令和○○年○月○日  
○○市○○町○○番地  
氏名○○○

困ったときは

ご相談ください

## 帯広市消費生活アドバイスセンター

相談専用  
ダイヤル

**0155-22-8393**

帯広市消費生活アドバイスセンターのご案内▶



〒080-0014 帯広市西4条南13丁目 とかちプラザ 1F

**相談日**  
火曜から土曜(午前10時~午後5時)

**休業日**  
日曜・月曜(但し月曜が祝日の場合は翌日)

**FAX 0155-66-5965**

聴覚・言語に障害のある方は  
FAXをご利用ください



帯広市消費生活アドバイスセンターが休業日の場合はこちらへ

**消費者ホットライン 局番なし 188**

全国共通の188は、最寄りの相談窓口をご案内、年末年始(12/29~1/3まで)を除く

# まさか自分が だまされるなんて…

自分はだまされない！ そう思っている…被害に遭っている。

手を変え品を変え増え続ける詐欺被害に遭わないために…

## 知っておくべき 5 つの代表例

### 定期購入

- ネット広告に「初回〇〇%オフ」など通常よりも安い価格で購入できるように書かれており、注文したところ「定期コース」の契約だった。
- 注文後に『お得』『安くなる』という案内に申込みと、回数しぼりのあるコースに変更された。などのトラブルがあります。



- ネット通販で購入する場合は、
  - ✓ 定期購入が条件になっていないか
  - ✓ 購入回数が決められていないか
  - ✓ 解約条件や解約の申し出期日
  - ✓ 2回目以降の代金や分量などを「最終確認画面」でよく確認し、**スクリーンショットを保存**しましょう。
- 注文直後に表示された「お得」という案内に申込みと、契約条件が変更になる場合があります。その際も再度しっかりと確認しましょう。
- 通信販売には法律上のクーリング・オフ制度はありません。



### ロマンス投資詐欺

SNS やマッチングアプリなどを通じて知り合った相手と直接会うことなくやりとりを続け恋愛感情や親近感を抱いてしまい金銭をだまし取られる詐欺です。

典型的な手口としては、SNS やアプリで知り合った後、投資話を持ちかけ、専用のアプリやサイトに誘導して入金や送金を要求します。最終的に出金しようとする、手数料や税金などを理由に、さらに金銭を要求され、出金できなくなるというケースが多いです。



- SNS やマッチングアプリ等で知り合った相手から投資を勧められたら詐欺の可能性が高いです。相手の写真も偽画像のことも！
- 個人口座への振込は詐欺かも？と疑い、自分だけで判断しないようにしましょう。



### 訪問買取

不用品の買取や回収をしたいなどと電話勧誘を行い自宅へ上がり込み、実は貴金属やブランド品などお金になりそうなものの回収（買取）目的の悪質な不用品買取業者がいます。

具体例として「不用品を買い取りに伺います」と電話があり数日後来宅。処分したい衣類や着物を見せたが「貴金属はないか」と聞かれネックレスや親の形見の指輪まで見せてしまい、一方的に「まとめて数千円」と言われ貴金属だけ買い取られてしまう、といったケースが典型的です。



- 訪問買取を希望しない場合は、はっきりと断りましょう。
- もし電話での買取勧誘を断りきれずに、訪問買取の依頼をしてしまったら、1人で対応せずに家族や友人に頼りましょう。



### 怪しい副業

SNS で知り合った人から「簡単に稼げる」という情報商材を勧められ、申込代金を支払ったが説明のように稼げず、相手とも連絡が取れなくなるケースがあります。



- 将来の報酬を予想させることで、人間の心理的な欲求を刺激し、判断を誤らせます。
  - ✓ 「簡単に稼げる」と称するような副業
  - ✓ 仕事をはじめる前にマニュアル料などの初期費用を請求される場合は、副業詐欺の可能性が高いです。
- 見慣れないアプリやウェブサイトに注意して簡単にお金を振り込まないようにしましょう。



### 悪質通販サイト

- SNS の広告から商品を購入したが、広告で見た商品と違う物が届いた。返品したいが、事業者と連絡がとれない。
- ブランド品などが、安く買えると通販サイトを見て注文し代金を支払ったのに、商品が届かない。などのトラブルがあります。



- 悪質通販サイトには
  - ✓ 事業者の名称、住所、電話番号が明記されていない
  - ✓ 販売価格が大幅に値引きされている
  - ✓ サイト内の説明が不自然な日本語の文章となっている
  - ✓ 支払方法が限定されている
  - ✓ 振込先の銀行口座が個人名義といった特徴があります。
- 少しでも怪しいと感じたら、注文しないようにしましょう。



「おかしい!？」と思ったら、帯広市消費生活アドバイスセンターまですぐにご相談ください。